

「申込書兼告知書」「重要事項説明」「健康診断結果証明書」についてのお問い合わせ先

(注)幹事生命保険会社とは、加入審査や保険金支払い審査を担当する共同引受先の各生命保険会社のことです。

お客様の物件所在地等によって担当する生命保険会社を定めています。

令和5年10月1日現在

お客様の借入申込み 金融機関等	お客様の物件所在地 都道府県	幹事 生命保険会社	担当部署	電話番号
銀行*	(全国)	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	北海道	明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011-242-7287
	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022-711-3155
	茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・新潟・ 山梨・静岡・長野	日本生命保険相互会社	法人 サービスセンター	0120-563-928
	岐阜・愛知・三重	明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052-972-8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都・ 大阪・兵庫・奈良・和歌山	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	鳥取・島根・岡山・広島・山口	明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082-245-4581
	徳島・香川・愛媛・高知	住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・鹿児島	第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-005-328
	沖縄	日本生命保険相互会社	法人サービスセンター	0120-563-928

*楽天銀行、住信SBIネット銀行及びイオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご覧ください。

上記以外の機構団信特約制度についてのお問い合わせ先

■借入手続を行う金融機関 または お客様コールセンター(団信専用ダイヤル)

住宅金融支援機構 お客様コールセンター(団信専用ダイヤル)

0120-0860-78 通話料無料でご利用いただけます。

- ・営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始は休業)
- ・上記番号がご利用いただけない場合は、次の番号におかけください (通話料金がかかります)。
TEL 048-615-3311
- ・月曜日や祝日明けはお電話が混み合って、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- ・お電話の内容は、相談サービスの向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。

■住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/>



機構団信特約制度 共同引受生命保険会社

アクサ生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
住友生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社
第一生命保険株式会社

大樹生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
富国生命保険相互会社

フコクしんらい生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
明治安田生命保険相互会社
メットライフ生命保険株式会社

以上50音順
令和5年10月1日

生保版(令和5年10月版)

住宅金融支援機構等の住宅ローン(災害復興住宅融資等)申込者用

機構団信特約制度のご案内

この冊子は、「機構団体信用生命保険による債務弁済充当約款」「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当約款」に基づく契約内容や手続を分かりやすく説明したものです。内容を十分ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。大切なことからを記載していますので、必ず保管してください。



※沖縄振興開発金融公庫融資を利用される場合のほか、福祉医療機構融資を引き継いで返済される場合も、機構団信特約制度を利用できますので、この冊子をご覧ください。

必ずお読みください
(要保管)

必ずお読みください

「機構団信特約制度」についてご理解いただくために…

- 1 機構団信特約制度には、機構団信と3大疾病付機構団信の2つがあります。機構団信特約制度へのご加入をご希望のお客さまは、この「機構団信特約制度のご案内」をお読みいただき、いずれかをご選択ください。ご加入いただいた後の途中変更はできません。
- 2 機構団信特約制度の特約料は、ご加入者に毎年お支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。特約料は住宅ローン残高等と特約料率により算出されます（特約料率は、加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。）。
- 3 住宅ローンの繰上完済等により機構団信特約制度から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返戻いたします。
ただし、全額繰上償還請求を受けている場合など返戻できない場合があります。
- 4 契約内容（加入者要件、保障期間、弁済要件等）や手続の詳細については、この「機構団信特約制度のご案内」に記載していますので、必ず内容をご確認ください。

「機構団信特約制度申込書」について

- 1 「機構団信特約制度申込書」は、
(1)機関団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書
(2)団体信用生命保険申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書（機構団信）」といいます。）
の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。
詳しくは、「機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。
- 2 「3大疾病付機構団信特約制度申込書」は、
(1)3大疾病保障付機関団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書
(2)3大疾病保障特約付機関団体信用生命保険申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」といいます。）
の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。
詳しくは、「3大疾病付機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。

「申込書兼告知書」をご記入いただく前に…

- 1 同封されている「重要事項説明 ご加入にあたって」の【契約概要】、【注意喚起情報】及び【正しく告知いただくために】には、機構団信特約制度に関する重要事項を記載しています。ご加入に際して特にご確認、ご注意いただきたい事項をまとめて記載していますので、お申込みの前に必ずご確認ください。
- 2 【注意喚起情報】には、保険金が支払われない場合（＝債務が弁済されない場合）など、加入申込者に不利益となる情報を記載しています。
- 3 【正しく告知いただくために】には、正しく告知をしていただくためにあらかじめご理解いただきたい情報を記載しています。また、告知に関して不明な点がある場合は、裏表紙記載の幹事生命保険会社の窓口へお問い合わせください。

◆個人情報保護法について

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます。）は、お客様の個人情報を「機構団信特約制度申込書」及び「3大疾病付機構団信特約制度申込書」のお客さま控に記載する「個人情報の取扱いについて」に基づき取り扱います。
お申込みの際には、この「個人情報の取扱いについて」の内容をよくお読みいただいた上で、自署・押印いただきますようお願い申し上げます。
また、住宅金融支援機構は、個人情報の適切な保護と利用を図るための基本方針として「プライバシーポリシー」を定めています。内容につきましては、ホームページをご覧いただくか、裏表紙記載のお客さまコールセンターまでお問い合わせください。

※ 沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンを利用される方は、この冊子において、「債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障付債務弁済委託契約申込書」の表記を、「債務弁済委託契約申込書」及び「3大疾病保障付債務弁済委託契約申込書」に読み替えてご使用ください。

機構団信特約制度とは

ご加入者に万一のことがあった場合、住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローン^(注)が全額弁済される保障制度です。

機構団信と3大疾病付機構団信の2つのメニューをご用意しています。

死亡・所定の高度障害状態などの万一の事態が起こった場合に、ご家族に住宅ローンの負担を残さずに大切なマイホームを残すための備えですので、是非ご加入ください。

※ お客様の健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

※ 過去にがんと診断された方は3大疾病付機構団信にご加入いただけません。

機構団信

●死亡または所定の高度障害状態になられた場合、残りの住宅ローンを全額弁済します。

●ご加入は、告知日現在、満15歳以上満70歳未満の方が対象となります。

●保障は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日まで続きます。

●ご夫婦での加入もOK 共働きでも安心です。

「デュエット」（ペア連生団信）により連帯債務者であるご夫婦（戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方及び同性パートナーの方を含みます。以下同じです。）2人でご加入いただけます。

3大疾病付機構団信

●死亡・所定の高度障害状態に加え、3大疾病の場合も保障します。

死亡・所定の高度障害状態のほか、がん・急性心筋梗塞・脳卒中が原因で一定の要件に該当した場合、残りの住宅ローンを全額弁済します。

●ご加入は、告知日現在、満15歳以上満51歳未満の方が対象となります。

●3大疾病的保障は最長で満75歳の誕生日の属する月の末日までとなります。

死亡・所定の高度障害状態の保障は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日まで続きます。

多くの方の お役に立っています。

- ・令和5年3月31日現在 約103万の方にご加入いただいている。
- ・令和4年度の支払件数は 5,701件でした。

※機関が行う団体信用生命保険 全体の件数です。

保障のムダや 不足がありません。

返済開始後の繰上返済や返済方法の変更に伴い、保障内容は変更後のローン残高や返済期間に応じて変更になります（機関団信の保障期間は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日までです。）。したがって、保障のムダや不足が生じません。

「デュエット」（ペア連生団信） がおすすめ！（機関団信のみ取扱い）

連帯債務者であるご夫婦2人で加入することができる制度です。
ご夫婦のどちらか一方の加入者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合には、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済され、ローンの返済義務は残りません。

（注）この冊子において、「住宅ローン」とは、フラット35（買取型）（平成29年9月30日以前借入申込）、住宅金融支援機構の住宅ローン（令和2年9月30日以前借入申込）、沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン（令和2年9月30日以前借入申込）及び独立行政法人福祉医療機構（旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金を含みます。以下同じ。）の住宅ローンを表しています。

機構団信特約制度の仕組み

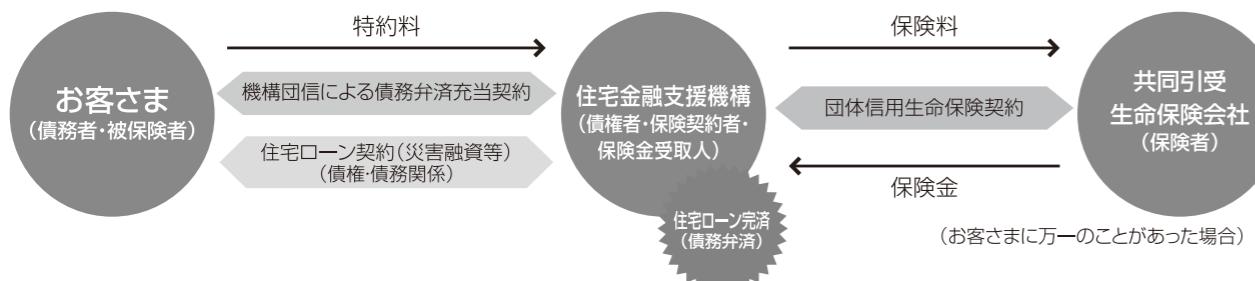
機構団信特約制度は、生命保険を利用した住宅ローンの保障制度です。

お客さまを被保険者として、住宅金融支援機構と共同引受先の各生命保険会社が団体信用生命保険契約を締結し、住宅金融支援機構は生命保険会社に保険料を支払います。

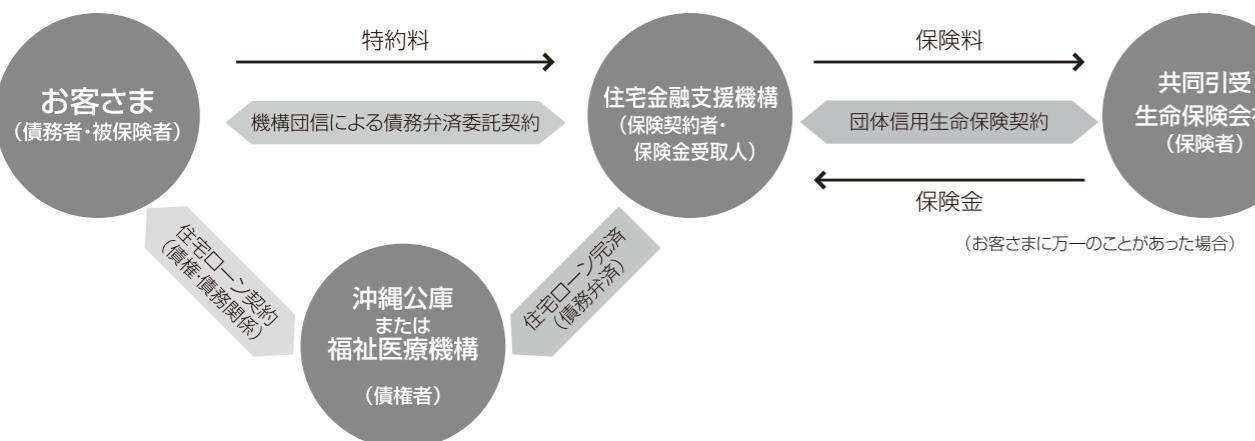
ご加入者に万一のことがあった場合は、生命保険会社から住宅金融支援機構に保険金が支払われ、支払われた保険金によりお客さまの住宅ローンを完済（債務弁済）いたします。

※この制度をお客さまが利用される場合には、住宅金融支援機構に「特約料」を毎年お支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、特約料を毎月に分けてお支払いいただくことができます。）共同引受先の生命保険会社につきましては、裏表紙をご覧ください。

住宅金融支援機構の住宅ローン(災害融資等)をご利用の場合



沖縄振興開発金融公庫・独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンをご利用の場合



※3大疾病付機構団信を利用する方は、上記の各図において、「機構団信による債務弁済充当（委託）契約」を「3大疾病付機構団信による債務弁済充当（委託）契約」に読み替えてください。

手続の流れ

住宅ローン(融資)の手続

借入申込み

機構団信特約制度の手続

加入申込み

住宅ローンの借入申込みをする金融機関（取扱金融機関）に、8及び9ページ記載の加入申込みに必要な書類を提出してください。

加入申込期限

遅くとも住宅ローンの契約手続時までにお申込みください。

住宅ローン資金受取

住宅ローン返済開始

1年目の特約料の支払

資金受取日にお支払いいただきます。
ご加入者に「機構団信加入者票兼初年分特約料領収書」をお渡しします。

2年目以降の特約料の支払

毎年特約料をお支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、特約料を毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。お支払金額は、郵送でご案内しますので、期限までにお支払いください。

!
お支払期限までにお支払がなかった場合は脱退となります。
一度脱退されますと再加入できません。

ご加入者が万一の場合

死亡・所定の高度障害状態※1
3大疾病(一定の要件)※2

取扱金融機関に
ご連絡ください

残りの住宅ローンが
全額弁済(完済)されます。

※1 万一の場合は、P15「1 債務弁済される場合」をご参照ください。
※2 万一の場合は、P16「1 債務弁済される場合」をご参照ください。

機構団信特約制度のご案内～詳細編～

目次

ご加入いただける方	P.5
ご加入の手続	P.7
特約料	P.10
保障期間	P.13
万一の場合は	P.15
Q&A	P.17

ご加入いただける方

機構団信

住宅ローンを利用される方で、次の①と②の両方にあてはまる方がご加入いただけます。

①「申込書兼告知書(機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満(満70歳の誕生日の前日まで)の方

②幹事生命保険会社(裏表紙参照)の加入承諾がある方

「申込書兼告知書(機構団信)」に基づいて加入の諾否を幹事生命保険会社(裏表紙参照)が決定します。

お客様の健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。

■住宅ローンのご契約者(債務者)が2人いる場合(親子リレー返済の場合を含みます。)

どちらか1人がご加入いただけます(ご夫婦(戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方及び同性パートナーの方)を含みます。以下同じです。)で連帯債務の場合は、下記「ご夫婦で連帯債務の場合」も併せてご覧ください。)

ご加入者に万一のことがあった場合は、ご加入者の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。どちらの方がご加入いただくか、次の点をよくお考えの上、慎重にご検討ください。

- ・保障は満80歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・住宅ローンのご契約者(債務者)のうちご加入いただいている方が死亡または所定の高度障害状態になられても債務弁済されないこと。
- ・返済途中でのご加入者の変更及び3大疾病付機構団信への加入変更はできること。

※満80歳の保障終了時点で満70歳未満の連帯債務者がいる場合

機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者が新たに機構団信特約制度への加入申込みをすることができます。

機構団信、3大疾病付機構団信のいずれかを選択できますが、それぞれ加入要件を満たしている必要があります。なお、健康状態等によってはご加入いただけない場合があります。

■ご夫婦で連帯債務の場合

どちらか1人がご加入いただけ、またはご夫婦2人で「デュエット」(ペア連生団信)をご加入いただけます。
「デュエット」をご利用いただくとどちらか一方のご加入者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、ご夫婦の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。

2人分の特約料は、1人加入の場合の特約料の約1.56倍です。

①3大疾病付機構団信では「デュエット」を利用いただけません。

②ご返済開始後は「デュエット」へ変更できません。



3大疾病付機構団信

住宅ローンを利用される方で、次の①と②の両方にあてはまる方がご加入いただけます。

①「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満(満51歳の誕生日の前日まで)の方

②幹事生命保険会社(裏表紙参照)の加入承諾がある方

「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」に基づいて加入の諾否を幹事生命保険会社(裏表紙参照)が決定します。
お客様の健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。
過去にがんと診断された方は3大疾病付機構団信にご加入いただけません。

①借入額が合計3,000万円超の場合は、所定の「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。

②満75歳の誕生日の属する月の翌月1日から満80歳の誕生日の属する月の末日までは、3大疾病部分の保障を除いた死亡・所定の高度障害状態部分の保障が継続します。

■住宅ローンのご契約者(債務者)が2人いる場合(親子リレー返済の場合を含みます。)

どちらか1人がご加入いただけます。

ご加入者に万一のことがあった場合は、ご加入者の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。どちらの方がご加入いただくか、次の点をよくお考えの上、慎重にご検討ください。

- ・3大疾病の保障は満75歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・死亡・所定の高度障害状態の保障は満80歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・住宅ローンのご契約者(債務者)のうちご加入いただいている方が死亡・所定の高度障害状態または3大疾病のお支払事由に該当されても債務弁済されないこと。
- ・返済途中でのご加入者の変更及び機構団信への加入変更はできること。

①3大疾病付機構団信では「デュエット」を利用いただけません。

※満80歳の保障終了時点で満70歳未満の連帯債務者がいる場合

機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者が新たに機構団信特約制度への加入申込みをすることができます。

機構団信、3大疾病付機構団信のいずれかを選択できますが、それぞれ加入要件を満たしている必要があります。なお、健康状態等によってはご加入いただけない場合があります。

相続や債務引受にともなう機構団信特約制度へのご加入について

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

住宅ローンを相続した場合等、次のいずれかに該当する方も機構団信^(注1)及び3大疾病付機構団信^(注2)への加入申込みができます。この場合、5・6ページの「ご加入いただける方」の要件に該当しなければなりません。

(注1)当初の借入申込みが平成11年4月1日以降の場合はデュエットの申込みも可能です。

(注2)被相続人の死亡日または免責的債務引受申請日が平成20年4月1日以降の場合に限ります。

	お申込みいただける方	申込期間	保障開始	1年目特約料支払日
①	住宅ローンの返済をされていた方が死亡し、その住宅ローン債務を相続された方	取扱金融機関に債務の相続届を提出した日から30日以内	1年目特約料の支払日	申込期間中
②	団信加入者が満80歳に達したことによりこの制度から脱退し、新たに加入を希望する連帯債務者の方	満80歳到達月の翌月1日から満80歳到達月20日まで	満80歳到達月の翌月末日まで	
③	住宅ローンの融資住宅を譲り受け、その住宅ローン債務を引き継ぐ方 ※もとの債務者の全部または一部の方が債務から脱退する場合(免責的債務引受)に限りります。	住宅金融支援機構等との免責的債務引受契約締結日まで	免責的債務引受契約日	

※「機構団信加入者票兼初年分特約料領収書」は、1年目特約料支払後に交付します。

ご加入の手続

■加入手続についての重要ポイント

機構団信と3大疾病付機構団信のいずれかにご加入後は、もう一方への途中変更はできません。

機構団信と3大疾病付機構団信はお客さまのご希望でいずれかにご加入いただけますが、ご加入いただいた後の途中変更はできませんので、ご家族でよくご検討の上お申込みください。

※「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」による加入審査の結果、3大疾病付機構団信にご加入いただけない方は、機構団信に切り替えて申し込むことができる場合があります。

保険金額の上限は1億円です。

ご加入いただける保険金額の上限は、1億円となります。ただし、現在、フラット35（買取型）または機構融資等（旧住宅金融公庫融資、旧住宅金融公庫融資と併せて融資を受けた独立行政法人福祉医療機構融資及び沖縄振興開発金融公庫融資を含みます。）を返済中で、新機構団信制度（新機構団信・新3大疾病付機構団信）もしくは機構団信特約制度（機構団信・3大疾病付機構団信）に加入中の場合は、その保険金額（債務残高）を合算して1億円までの場合に限ります。

加入申込期限は、住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）手続時までです。

住宅ローンの契約手続時より後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

「機構団信特約制度申込書」は大変重要な書類です。

- 同封の「重要事項説明 ご加入にあたって」の内容を必ず確認いただいた上で、記入してください。
- 必ず加入申込者ご本人が記入してください。
- 記入日（告知日）現在の健康状態をありのまま記入してください。現在及び過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といいます。告知の内容と事実が異なっていた場合には、保険金が支払われず債務弁済できないことがあります。
- 「機構団信特約制度申込書（お客さま控）」と「重要事項説明 ご加入にあたって」は大切に保管してください。

機構団信

1 提出書類 「ピンク色」の封筒内に、下表の書類が入っていることをご確認の上、提出書類に誤りがないようご注意ください。

沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンを利用される方は、「黄土色」の封筒内の書類をご確認の上、提出書類に誤りがないようご注意ください。

書類名	書類の記入	ご留意事項
「機構団信特約制度申込書」 （1）機構団体信用生命保険による 債務弁済充当契約申込書 および （2）団体信用生命保険 申込書兼告知書	必要事項を記入し、自署・押印してください。 「デュエット」を利用する場合は、ご夫婦それぞれが「機構団信特約制度申込書」を記入して提出してください。	住宅ローンの契約手続時まで加入申込みができますが、借入申込み時の加入手続をおすすめします。 「デュエット」を利用する場合は、ご加入を希望するご夫婦が同時期にお申込みください。

※「機構団信特約制度申込書」は、（1）機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書、（2）団体信用生命保険 申込書兼告知書の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。

詳しくは、「機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。

※「申込書兼告知書（機構団信）」の告知の内容によっては、医師の診断書等を提出いただく場合があります。

※診断書の作成料や検査料等の費用はお客さまのご負担となりますので、ご留意ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

2 申込期限 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）手続時までです。

- ① これより後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

3 加入諾否のご通知

申込書兼告知書（機構団信）に 「告知事項あり」とされた方
幹事生命保険会社（裏表紙参照）から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。 提出日から約1か月後までに郵送でお知らせいたします。

申込書兼告知書（機構団信）に 「告知事項なし」とされた方
書類に不備がなければ原則として、加入承諾となります。 なお、幹事生命保険会社（裏表紙参照）からご本人への連絡は特にございません。

※「デュエット」（ペア連生団信）を希望され、どちらかの方が健康状態等の理由からご加入いただけなかった場合は、加入承諾があつた方1人でのご加入となります。

(続き) ご加入の手続

3大疾病付機構団信

1 提出書類 「水色」の封筒内に、下表の書類が入っていることをご確認の上、提出書類に誤りがないようご注意ください。

沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンを利用される方は、「緑色」の封筒内の書類をご確認の上、提出書類に誤りがないようご注意ください。

	書類名	書類の記入	ご留意事項
①	「3大疾病付機構団信特約制度申込書」 （1）3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書 および （2）3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書	必要事項を記入し、自署・押印してください。	住宅ローンの契約手続時まで加入申込みができますが、借入申込み時の加入手続をおすすめします。
②	「健康診断結果証明書」 借入額が合計3,000万円超の場合にご提出ください。 (既に新3大疾病付機構団信もしくは3大疾病付機構団信に加入されている場合または今回2つ以上の新3大疾病付機構団信もしくは3大疾病付機構団信に同時に申込みされる場合は、その保険金額(債務残高)を通算します。)	所定の「健康診断結果証明書」を病院等で作成していただきます。	

※「3大疾病付機構団信特約制度申込書」は、(1)3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書、(2)3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。詳しくは、「3大疾病付機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。

※「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」の告知の内容または「健康診断結果証明書」の内容によっては、医師の診断書等を提出いただく場合があります。

※「健康診断結果証明書」及び診断書の作成料や検査料等の費用はお客様のご負担となりますので、ご留意ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※3大疾病付機構団信へのご加入をお断りする場合には、提出いただいた書類（「健康診断結果証明書」を含みます。）で同時に機構団信の加入審査を行います。

その結果は、書面でご連絡いたしますので、手続の詳細については金融機関にご相談ください。

2 申込期限 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）手続時までです。

❶これより後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

3 加入諾否のご通知

借入合計額が3,000万円以下の方

申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)に「告知事項あり」とされた方

幹事生命保険会社（裏表紙参照）から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。
提出日から約1か月後までに郵送でお知らせいたします。

申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)に「告知事項なし」とされた方

書類に不備がなければ原則として、加入承諾となります。なお、幹事生命保険会社（裏表紙参照）からご本人への連絡は特にございません。

借入合計額が3,000万円超の方

「告知事項あり・なし」にかかわらず幹事生命保険会社（裏表紙参照）から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。
提出日から約1か月後までに郵送でお知らせいたします。

特約料

■特約料についての重要ポイント

特約料は、住宅金融支援機構とご加入者が締結する「機構団信による債務弁済充当契約」または「3大疾病付機構団信による債務弁済充当契約」に基づきお支払いいただくものです。
一般の生命保険料とは異なります。

- 特約料は、住宅ローン残高等と特約料率により算出した額になります。
(一部繰上返済や返済方法の変更を行った場合、ご返済に遅れがある場合等にはその内容を反映して次の特約料を算出します。)
- 特約料率は、加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。

特約料は、毎年お支払いいただきます（クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。

- 1年目の特約料は、住宅ローンの資金受取日にお支払いいただきます。2年目以降の特約料は口座振替またはクレジットカード払いにより、毎年お支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただることができます。）。
- 「特約料振替えのご案内」（はがき）を郵送し、事前に支払金額をお知らせします。
- 特約料を機構の定める期限までにお支払いいただけない場合は、脱退となります。
- 一度脱退されますと再加入できません。
- 住宅ローンの任意の繰上完済等により機構団信特約制度から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返戻いたします（ただし、脱退時期、ご返済状況等によっては返戻できない場合があります。）。なお、一部繰上返済や返済方法の変更の場合は、特約料の返戻は行いません。

特約料は、年末調整や確定申告の所得控除（生命保険料控除）の対象になりません。



(続き) 特約料

1 1年目の特約料の支払 住宅ローン資金受取日にお支払いいただきます。

①住宅ローン資金受取日までに幹事生命保険会社（裏表紙記載）の加入承諾がない場合は、加入承諾後に
お支払いいただきます。

2 2年目以降の特約料の支払

(1) 口座振替をご利用の場合

	支払方法・期日		手 続
①支払方法	口座振替（振替口座は住宅ローンの返済金の振替口座と同一） 2年目以降の特約料については、振替済通知書または領収書の発行はいたしません。		「口座振替依頼書」を取扱金融機関に提出してください。 (用紙は取扱金融機関にご用意してあります。)
②支払期日 ④取扱金融機関により支払期日が異なりますのでご注意ください。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信漁連 漁協	資金受取日の属する月の毎年の応当月の26日（非営業日の場合は翌営業日） (例)資金受取日が10月10日の場合 支払期日は毎年10月26日	支払期日の前営業日までに振替口座にご用意ください。 「特約料振替えのご案内」（はがき）を支払期日の前月下旬に郵送し、支払金額をお知らせします。 ④ 口座振替によるお支払結果の確認は通帳記帳等によりご確認ください。 記帳例：キコウダンシン トクヤクリョウ MBSキコウダンシン
	保険会社 モーゲージ バンク等	資金受取日の属する月の毎年の応当月の12日（非営業日の場合は翌営業日） (例)資金受取日が10月10日の場合 支払期日は毎年10月12日	

(2) クレジットカード払いをご利用の場合

住宅金融支援機構ホームページにてお手続きください。

毎年払いまたは毎月払いをお選びいただくことができます。

ただし、毎月払いの場合は、月払手数料を加えた額を特約料として請求させていただきます。

月払手数料は以下の計算式により算出します。

月払手数料 = (特約料の年払額 ÷ 12か月) × 0.99% + 10円 (※)

※月払手数料は決済を行うカード会社等と機構の契約により、変更となる場合があります。
ご利用いただけるクレジットカードその他詳細は住宅金融支援機構ホームページをご覧ください。

3 特約料の年払額のめやす

- 下記の表は、特約料を5年ぎみで表示しているめやす表です。
特約料はお客さまの債務残高等と特約料率により算出した額を毎年お支払いただくため、毎年金額が異なります。
- 下記特約料のめやす表は、借入金額1,000万円、元利均等返済、借入金利年2.0%で返済された場合の債務残高で計算した額の一例です。ご加入者の借入方法、借入金額、借入金利等がこれと異なる場合は、この表とのおりにはなりません。
- 借入金額が2,000万円の場合の特約料は下記特約料のめやす表の金額の約2倍となります。
- 特約料率は、ご加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があり、返済期間中に特約料率が変更された場合は、その後の特約料も変更となります。
- クレジットカード払いでの月払いを選択いただいた場合は、特約料の年払額を12か月で割った額に、月払手数料を加えた金額が特約料の月払額となります。月払手数料は以下の計算式により算出します。

$$\text{月払手数料} = (\text{特約料の年払額} \div 12\text{か月}) \times 0.99\% + 10\text{円} \quad (\text{※})$$

※月払手数料は決済を行うカード会社等と機構の契約により、変更となる場合があります。

機構団信

借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%、1人で加入された場合

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	34,800	26,000	14,300	1,500	—	—	—	—	280,900
20年	34,800	28,700	20,400	11,300	1,200	—	—	—	379,300
25年	34,800	30,300	24,000	17,100	9,400	1,000	—	—	480,600
30年	34,800	31,300	26,400	21,000	14,900	8,200	800	—	584,600
35年	34,800	32,100	28,100	23,700	18,800	13,400	7,400	800	691,800

「デュエット」の場合 借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%、2人で加入された場合

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	54,700	40,800	22,500	2,300	—	—	—	—	441,200
20年	54,700	45,100	32,100	17,700	1,800	—	—	—	595,900
25年	54,700	47,600	37,800	26,900	14,800	1,500	—	—	755,400
30年	54,700	49,300	41,500	32,900	23,500	13,000	1,300	—	919,000
35年	54,700	50,400	44,100	37,200	29,500	21,000	11,600	1,200	1,087,400

※2人分の特約料は、「機構団信」1人加入の場合の特約料の約1.56倍です。

3大疾病付機構団信

借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	54,700	40,800	22,500	2,300	—	—	—	—	441,200
20年	54,700	45,100	32,100	17,700	1,800	—	—	—	595,900
25年	54,700	47,600	37,800	26,900	14,800	1,500	—	—	755,400
30年	54,700	49,300	41,500	32,900	23,500	13,000	1,300	—	919,000
35年	54,700	50,400	44,100	37,200	29,500	21,000	11,600	1,200	1,087,400



住宅金融支援機構ホームページ(https://www.jhf.go.jp/simulation_danshin/index.php)の「機構団信特約料シミュレーション」で、
ご加入者の返済条件ごとの特約料年払額のめやすをシミュレーションすることができますのでご利用ください。

機構団信

1 保障の開始 1年目の特約料をお支払いいただいた日（資金受取日※等）から保障を開始します。

※分割で資金を受け取られる場合は最終回資金受取日

2 保障の終了 次の①から⑯までのいずれか早く到来した時に、保障は終了します。

- ① 死亡した時
- ② 所定の高度障害状態に該当し保険金が支払われた時
- ③ 満80歳の誕生日の属する月の末日
- ④ 支払期日の翌々月末までに特約料のお支払がなかった場合、その支払期日の属する月の末日
（【クレジットカード払い】月払いを選択いただいた場合】支払期日の翌々月20日までに特約料のお支払が
なかった場合、特約料を最終に払い込んだ月の末日となります。）
- ⑤ 脱退の申出があった場合、脱退を申し出た日の属する月の末日
- ⑥ 全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、住宅金融支援機構等との債権債務関係が消滅
した日
※住宅金融支援機構等とは、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構をいいます。
- ⑦ 【フラット35】（買取型）の債権買取の効力が失われた時
- ⑧ 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日
- ⑨ 提出した「申込書兼告知書（機構団信）」に事実を告げず、または事実と異なることを告げ、団信加入者に係る
団信契約（住宅金融支援機構と生命保険会社との保険契約をいいます。以下⑩から⑯までにおいて同じ。）が
解除された時
- ⑩ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となつたことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消しまたは無効
とされた時
- ⑪ 団信加入者について、保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他反社会的勢力に該
当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑫ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする⑨から⑪までと同等の重大な事由があり、その団信加入者
に係る団信契約が解除された時
- ⑯ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全
部につき期限の利益を失った時

機構団信 「デュエット」（ペア連生団信）にご加入の場合

- 1 ご加入者のどちらかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日
を迎えた場合は、以降満80歳未満の方1人での加入となります。
- 2 ご加入者のどちらかの方が死亡または所定の高度障害状態と
なりますと、機構団信により残りの住宅ローンが弁済され、
その時点でもう一方の方の保障も終了します。



3大疾病付機構団信

1 保障の開始 1年目の特約料をお支払いいただいた日（資金受取日※等）から保障を開始します。

※分割で資金を受け取られる場合は最終回資金受取日

2 保障の終了 次の①から⑯までのいずれか早く到来した時に、保障は終了します。

- ① 死亡した時
- ② いずれかの保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた時
- ③ 満75歳の誕生日の属する月の末日
満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容については、下記3をお読みください。
- ④ 支払期日の翌々月末までに特約料のお支払がなかった場合、その支払期日の属する月の末日
（【クレジットカード払い】月払いを選択いただいた場合】支払期日の翌々月20日までに特約料のお支払が
なかった場合、特約料を最終に払い込んだ月の末日となります。）
- ⑤ 脱退の申出があった場合、脱退を申し出た日の属する月の末日
- ⑥ 全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、住宅金融支援機構等との債権債務関係が消滅
した日
※住宅金融支援機構等とは、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構をいいます。
- ⑦ 【フラット35】（買取型）の債権買取の効力が失われた時
- ⑧ 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日
- ⑨ 提出した「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」に事実を告げず、または事実と異なることを告げ、団信加
入者に係る団信契約（住宅金融支援機構と生命保険会社との保険契約をいいます。以下⑩から⑯までにおいて
同じ。）が解除された時
- ⑩ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となつたことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消しまたは無効
とされた時
- ⑪ 団信加入者について、保険金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他反社会的勢力に該
当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑫ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする⑨から⑪までと同等の重大な事由があり、その団信加入者
に係る団信契約が解除された時
- ⑯ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全
部につき期限の利益を失った時

3 満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容及び特約料

満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは、機構団信に加入（継続）として満80歳の誕生日の属する月の末日
まで保障が続きます。それに伴い、保障内容及び特約料は機構団信に変更となり、死亡または所定の高度障害状態
になられた場合のみ債務弁済されます。

万一の場合は 取扱金融機関に速やかにご連絡の上、所定の手続をおとりください。

1 債務弁済される場合

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

ご加入者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合、残りの住宅ローンは全額弁済されます。

- ① 住宅ローンのご契約者（債務者）が2人いる場合（親子リレー返済の場合を含みます。）は、ご加入いただいた方の住宅の持分、返済割合等にかかわらず残りの住宅ローンは全額弁済されます。

◆死亡されたとき

◆所定の高度障害状態になられたとき

所定の高度障害状態とは、保障開始日以後の傷害または疾病により、次の①から⑧までのいずれかの状態になられたときをいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注1）
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注2）
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注2）
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（注1）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

（注2）「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、及び衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

所定の高度障害状態の詳細については、同封の「重要事項説明 ご加入にあたって」をご参照ください。

2 債務弁済されない場合

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

次の①から⑨までのいずれかに当てはまる場合、残りの住宅ローンは弁済されません。

- ① 保障の開始日から1年以内に自殺されたとき
- ② 「申込書兼告知書」に記入日（告知日）現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかつたか、または事実と異なることを告げ、その団信加入者に係る団信契約（住宅金融支援機構と生命保険会社との保険契約をいいます。以下⑥から⑧までにおいて同じ。）が解除されたとき※
- ③ 故意により所定の高度障害状態になられたとき
- ④ 保障の開始日前の傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき
(その傷害や疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。)
- ⑤ 戦争・その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態になられたとき
- ⑥ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消しまたは無効とされたとき
- ⑦ 団信加入者について、保険金を詐取する目的で事故を招致した場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除されたとき
- ⑧ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする②、⑥または⑦と同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除されたとき
- ⑨ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき

機構団信 「デュエット」（ペア連生団信）にご加入の場合

1 債務弁済される場合

ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障害状態になられた場合に、残りの住宅ローンは全額弁済されます。

2 債務弁済されない場合

共通事項に加え、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が死亡または所定の高度障害状態になられたときは、弁済されません。

3大疾病付機構団信にご加入の場合

前ページの共通事項に加え、以下の場合も対象になります。

※3大疾病的詳細については、同封の「重要事項説明 ご加入にあたって」
3大疾病付機構団信をご参照ください。

1 債務弁済される場合

さらに(1)から(3)までのいずれかに該当した場合も債務弁済されます。

(1) がん

保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（所定の悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。）

(2) 急性心筋梗塞

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき

① 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき

② 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき

(3) 脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき

① 脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

② 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき

※1 病院または診療所とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

※2 急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①から④までに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

① 開頭術 ② 開胸術 ③ ファイバースコープ手術 ④ 血管・バスケットカテーテル手術

2 債務弁済されない場合

(1) がん

・上皮内がん・所定の皮膚がん（上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは債務弁済の対象とはなりません。）

・保障開始日前に所定の悪性新生物（がん）と診断確定されていた場合

・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合

・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の再発・転移等と認められる場合

(2) 急性心筋梗塞

保障開始日前の疾病を原因とした場合（その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。）

(3) 脳卒中

保障開始日前の疾病を原因とした場合（その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。）

万一の場合には記入された「申込書兼告知書」が大変重要となります。

「申込書兼告知書」は、ご本人がありのままの状態を正確にご記入ください。

- !
1 次のような場合は、事実を告げなかつたか、または事実と異なることを告げた場合に該当します。
- 1 医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の記入がされなかった。
 - 2 Aの病気の治療中にもかかわらず、Bの病気を治療中の旨記入された。
 - 3 A・B両病気を治療中にもかかわらず、Aの病気のみ治療中の旨記入された。
 - 4 「申込書兼告知書」の記入日（告知日）欄に、「告知事項の実際の記入日」以外の日を記入され、記入日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

ご注意

Q&A

Q1

現在通院中ですが団信に加入できますか? また、過去の病歴によって加入できないことがありますか?

A1

現在通院中や過去に病歴があってもご加入いただける場合がありますので、「機構団信特約制度申込書」に加入申込者ご本人がもれなく正確に記入の上、お申込みください。機構団信特約制度にご加入いただけるかどうかは、「機構団信特約制度申込書」に記載された内容に基づき、幹事生命保険会社が決定いたします。
(注)告知内容によっては、医師の診断書等の追加提出をお願いする場合があります。

Q2

3大疾病付機構団信を申し込む予定ですが、借入額を借入申込み後に増額して合計3,000万円超になりました。
「健康診断結果証明書」は提出するのですか?

A2

借入額が増額して合計3,000万円超になった場合は、改めて「3大疾病付機構団信特約制度申込書」と「健康診断結果証明書」を提出していただきます。なお、一度提出された書類等は返却いたしませんので、ご了承願います。

Q3

保険証券などはいつ届くのでしょうか?

A3

機構団信特約制度の「証券」はありません。1年目特約料をお払込みいただいた方について、保障の開始日以後に、契約(加入)内容をご確認いただくため「機構団信加入者票兼初年分特約料領収書」をお渡しします。加入者名等に万一誤りがありましたら、取扱金融機関にお知らせください。

Q4

特約料の支払額が知りたいのですが?

A4

住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/simulation_danshin/index.php の「機構団信特約料シミュレーション」で、ご加入者の返済条件ごとの特約料年払額のめやすをシミュレーションすることができますのでご利用ください。

Q5

2年目以降の特約料の口座振替ができなかった場合はどうしたらいいですか?

A5

翌月に再度口座振替をいたします。この口座振替でお引き落としができなかった場合は、最終のご案内として「払込取扱票」をお送りいたしますので、期限までに最寄りの郵便局またはコンビニエンスストアからお支払をお願いします。

Q6

特約料は年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)の対象にはならないのですか?

A6

機構団信特約制度は年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)の対象になりません。
※年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)は、「保険金受取人を自己または配偶者その他の親族とする、生命保険契約等」が対象となります。機構団信特約制度は、住宅金融支援機構が団体信用生命保険の保険金受取人となり、その保険金で加入者の住宅ローンを弁済するものです。

Q7

夫が死亡し団信により住宅ローンが完済(債務弁済)されました。
連帯債務者の私が課税されることありますか?

A7

団信により完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。